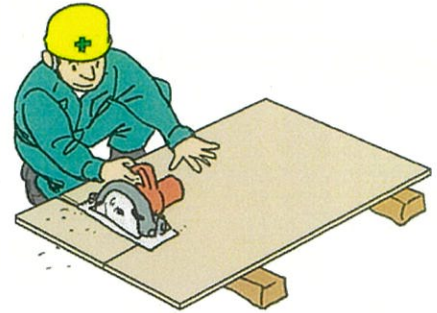


丸のこ等取扱い 作業従事者教育



主催：(一社)島根県建築組合連合会

1. 日時 令和4年12月3日(土) 10時 ~ 15時 (昼休憩:12時~13時)

2. 受講資格・受講料

受講資格条件	日数	学科	実技	受講料	テキスト代	合計
1. 島根建連組合員 2. 携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可動式丸のこ盤を取り扱おうとする者	1日	3.5H	0.5H	3,830円	1,170円	5,000円

※受講料は組合員特別料金となっています。

※欠席及び当日途中退席した場合は、受講料の返金ならびに修了証の交付はできません。

3. 実施要項

丸のこ等(携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤)は、建設工事の中で幅広く使用されている電動工具の一つですが、この丸のこ等を使用しての死傷災害が多数発生しております。

なお、厚生労働省の労働災害を防止する計画において、事業者は、このように災害の多発している機械の種類ごとに安全又は衛生のための教育の効果的実施を図ることが示されています。

このようなことから当会では、事業者にかわり、丸のこ等(「携帯用丸のこ盤」:通称「丸のこ」を重点的に)の作業に従事する作業者に対し、「丸のこ等取扱い作業従事者教育」(特別教育に準ずる教育)を実施致しますので、ご案内申し上げます。つきましては、この機会にぜひ受講下さい。

4. 会場・定員

学科・実技 島根県立男女共同参画センターあすてらす 所在地:大田市大田町イ236-5
定員 50名

5. 教育実施

特別教育講師(委託)

6. 申込先及び申込方法

申込締切日は、令和4年11月18日(金)です。

別紙、特別教育受講申込書に必要事項を記入し、受講料と一緒に所属組合へお申込みください。(組合は受講料を一括して島根建連へご送金ください。ご協力をお願いします。)

7. その他

- ・当日は筆記用具をご持参ください。
- ・修了者には修了証を交付します。
- ・受講票は発行いたしません。

8. 問い合わせ先

(一社)島根県建築組合連合会 事務局 (担当:尾添)
電話 0852-22-3520

